

京情審答申第101号
平成26年2月18日

京都府知事
山田啓二様

京都府情報公開審査会
会長山本克己

公文書非公開決定（不存在等）に係る異議申立てに対する決定について（答申）

平成25年8月28日付け5障第1049号で諮問のあった事案について、次のとおり答申します。

第1 審査会の結論

本件事案について、実施機関が非公開（不存在）とした判断は妥当である。

第2 異議申立てに至る経過

- 1 平成25年4月12日、異議申立人は、京都府情報公開条例（平成13年京都府条例第1号。以下「条例」という。）第4条の規定により、京都府知事（以下「実施機関」という。）に対し、「医療支援、就労支援、自立支援に対するサポート、行政間の連携、カウンセリング、PSWによる支援についての判断基準が変化したことがわかる資料（平成23年度から平成25年度）」（以下「本件公文書」という。）を内容とする公文書の公開を請求した。
- 2 平成25年4月26日、実施機関は、本件公文書を保有していないため、本件公開請求に対して公文書非公開決定（不存在等）（以下「本件処分」という。）を行い、同日、公文書非公開決定通知書（不存在等）を異議申立人に送付した。
- 3 平成25年6月21日、異議申立人は、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定により、本件処分を不服として実施機関に対して異議申立て（以下「本件申立て」という。）を行った。
- 4 平成25年8月28日、実施機関は、条例第17条の規定により、京都府情報公開審査会（以下「審査会」という。）に本件異議申立てに対する決定について諮問した。

第3 本件申立ての趣旨

本件申立ての趣旨は、本件処分の取消しを求めるというものである。

第4 異議申立人の主張の要旨

異議申立人が異議申立書及び口頭意見陳述において述べている主張を総合すると、おおむね次のとおりである。

公文書の公開をしない理由は、「資料は存在しない。」というものである。今回異議申立人が請求したのは、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号。以下「法」という。）第1章及び第6章第2節に基づきこれまで実施されてきた異議申立人に対する医療支援、就労支援、自立支援、行政間の連携、カウンセリング及び健康福祉士による支援（以下「6項目の支援」という。）に関して、平成24年度及び平成25

年度において支援の判断基準が変更されたことを示す資料又は支援内容の相違を示す文書であり、当該資料等が存在しない理由はない。

また、公文書の公開をしない理由の「支援の判断基準が変更になつていないため、当該資料は存在しない。」については、判断基準の変更がなされていないのであれば、異議申立人が請求をした6項目の支援を怠つている状況であると考えられる。

第5 実施機関の説明の要旨

実施機関の理由説明書及び職員による口頭説明において述べていることを総合すると、おおむね次のとおりである。

- 1 都道府県の保健所は、法及び厚生省大臣官房障害保健福祉部長通知（平成12年3月31日障第251号。以下「通知」という。）に基づき、地域精神保健福祉業務の中心的な行政機関として、市町村、医療機関等との緊密な連絡協調のもとに、精神障害者の早期治療並びに精神障害者の社会復帰及び自立と社会経済活動への参加の促進等を図る役割を担っているが、法及び通知については、平成23年度から平成25年度までの間において6項目の支援の判断基準の変更に関する改正は行われていない。
- 2 平成11年頃から当時の園部保健所において、異議申立人からの求めに応じ、日常生活支援、医療支援及び就労支援など様々な対応を実施してきたが、それらの対応が異議申立人の真の自立にはつながっていないこと、また、他の精神障害者への支援（勤務時間内の電話相談、来所相談、在住地の保健所や福祉事務所との連携等）をはるかに超えたものとなっていたことを踏まえ、平成25年度からは、異議申立人の自立支援のために、現南丹保健所において、従来のような過剰な対応（24時間365日の電話及び来所相談、銭湯、居酒屋等でのトラブルの仲裁、就労のための履歴書の記載及び採用試験の申請手続の代行等）ではなく、他の精神障害者と同様の支援（相談、助言等）を実施しており、支援の判断基準が変更になったわけではない。

以上のとおり、異議申立人に対する支援の判断基準については、平成23年度以降、今年度も含め変更されておらず、支援も継続しているため、当該資料は存在しない。

第6 審査会の判断理由

1 本件公文書について

異議申立人が公文書公開請求書、異議申立書及び口頭意見陳述において述べている主張を総合すると、異議申立人が公開を求めているものは、6項目の支援について、平成23年度から平成25年度までの間に判断基準

が変更されたことがわかる文書及び法に基づき実施されてきた異議申立人に対する支援内容を変更することについて記載した文書であると考えられる。

2 本件処分に関する具体的な判断及びその理由について

(1) 異議申立人は、6項目の支援の内容が変更されているのであるから、平成24年度及び平成25年度において支援の判断基準が変更されたことを示す資料又は支援内容の相違を示す文書が存在しない理由はないとして主張するものと解される。

(2) しかし、南丹保健所が行う地域精神保健福祉業務の根拠となる法及び通知については、平成23年度から平成25年度までの間において6項目の支援の判断基準の変更に関する改正はされていない。

また、実施機関に確認したところ、異議申立人からの相談に対応した際の記録は残しているが、異議申立人に対する支援方針の検討は口頭で行っており、検討内容を記した文書は残されていない。更に今年度からは異議申立人に対しては保健所の次長、参事、室長、副室長及び相談員からなるチームで対応することとしており、チーム内での口頭による協議で対応方針を決定しているので文書は作成していないということであった。

したがって、異議申立人が存在するはずであると主張する、6項目の支援に関して、平成24年度及び平成25年度において支援の判断基準が変更されたことを示す資料又は支援内容の相違を示す文書があるとは認められず、また、実施機関の説明を覆し、異議申立人の主張する公文書の存在を推認させるような特段の事情も認められない。

よって、これらの公文書については、不存在であると考えることが相当である。

4 結論

以上の理由から、「第1審査会の結論」とおり判断するものである。

なお、判断基準の変更がなされていないのであれば、異議申立人が請求した6項目の支援を怠っている状況であると考えられるとの異議申立人の主張については、当審査会としては判断する立場にないことを申し添える。

参考

審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容
平成 25 年 8 月 28 日	諮問書の受理
平成 25 年 9 月 20 日	実施機関の理由説明書の受理
平成 25 年 11 月 6 日	第 1 回審査会
平成 25 年 12 月 13 日	第 2 回審査会
平成 26 年 1 月 27 日	第 3 回審査会
平成 26 年 2 月 18 日	答 申